

佐賀県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 新鳥栖停車場 線	鳥栖市原古賀町字一本松二〇七番二 地先から 鳥栖市蔵上町字外精五一番一 地先ま で	平成二四・一一・三〇